

○和泉短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 和泉短期大学（以下「本学」という。）は、児童の保育養護及び社会の福祉に貢献しようとする者に対し、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、一般的教養と専門的知識技能を授け、かつキリスト教主義教育を通じて、円満な人格と豊かな情操の育成を図ることを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価及び結果の公表を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(所在地)

第3条 本学の所在地は、神奈川県相模原市中央区青葉2丁目2番地1号とする。

(学科及び収容定員)

第4条 本学の学科及び収容定員は、次のとおりとする。

児童福祉学科	入学定員	120名
	収容定員	240名

(修業年限及び在学年限、長期履修学生の修業年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限は、4年を超えることはできない。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

3 前項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(職員組織)

第6条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長は、所管の業務について学校法人和泉短期大学（以下「本法人」という。）理事会に報告する。

4 学長の任期は4年とする。ただし、再任をさまたげない。

5 教授、准教授、専任講師、助教は、学生を教授し、研究に従事する。

(授業科目の担当)

第7条 各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員〔教育課程の編成・運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。〕に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。教授会は学長、教授、准教授、専任講師及び助教から構成される。

第9条 教授会は、学長が招集する。

2 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 学長に事故がある時は、学長が予め教授会の中より指名した者がその職務を代行する。

第10条 教授会は、原則として定例会を1ヵ月に1回開催する。ただし、次に掲げる理由が生じた場合は、その都度開催するものとする。

(1) 教授会全構成員の3分の2以上の要求があったとき

(2) 学長が必要と認めたとき

第11条 教授会は、学長が次に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学位の授与

(2) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(3) 教育課程の編成

(4) 教員の教育研究業績等の審査

(5) 学生懲戒規程の定めによる学生に対する退学、停学及び訓告の処分

(教授会の審議事項)

第12条 教授会は、本法人の方針に基づき、大学における教育研究に関する次の事項について審議する。

(1) 学則その他重要な学事に関する規程・規則等の制定改廃に関すること

(2) 学事日程に関すること

(3) 教授、准教授、専任講師、助教、助手及び非常勤講師の選考に関すること

(4) 入学者の選考に関すること

(5) 休学、復学、転学及び除籍に関すること

(6) 学生の試験及び単位の認定に関すること

(7) 学生の厚生及び補導に関すること

(8) 学生の賞罰に関すること

(9) その他教育研究に関する事項

第13条 教授会は、全構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

第14条 教授会には、議事録を備え、議事進行の過程及び決議事項を記入し、議事終了後、教授会において確認を受けた上、議長及び記入者が署名する。

第15条 議事録は、学長が保管し、構成員の要求があったときは、これを提示する。

第16条 学長は、必要に応じ、事務職員及びその他の職員を出席させて、議事事項の説明を行わせ、また議事運営上の事務を処理させることができる。

第17条 教授会を招集するときは、1週間前に書面をもって通告するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第18条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関する規定は別に定める。

第3章 授業科目及び教育課程

(授業科目)

第19条 本学において開設する授業科目並びにその必修と選択の別及び単位数は、別表1に定めるところによる。

(卒業の認定)

第20条 本学に2ヵ年以上在学し、次の単位を修得した者に対し、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

- ・教養教育科目 12単位以上（卒業必修10単位を含む）
- ・専門教育科目 52単位以上（卒業必修6単位を含む）
- 合計 64単位以上

(学位の授与)

第21条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士(児童福祉学)の学位を授与する。

(資格等の取得)

第22条 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第20条の規定によるほか、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格を取得しようとする者は、第20条の規定によるほか、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

3 社会福祉士国家試験受験資格の単位を修得しようとする者は、第20条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法に定める所定の単位を修得しなければならない。

4 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、第20条の規定によるほか、社会福祉法に基づいて本学で定める所定の単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の課程を修了した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(評 価)

第 24 条 単位認定の評価は、90 点以上を S A、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C、59 点以下を D とし、D は不合格とする。

(他の短期大学等における授業科目の履修)

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学、大学又は専門学校（以下「他の短期大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の実施に必要な事項については別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第25条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った第26条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては第25条第1項及び第26条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(履修届及び履修制限)

第 28 条 学生は、毎学期に大学が指定する期間に、別表 1 に掲げる所定の科目の中から履修しようとする授業科目を選び届け出なければならない。

2 各学期 21 単位を上限とする。ただし、別に定める除外対象授業科目の単位数は、含めない。なお、成績優秀者（GPA3.7 以上）の学生に限り特別措置を講じることができる。

(授業の出席)

第 29 条 授業の出席日数が、第 23 条（単位の計算方法）に規定する授業時間数の 3 分の 2 に満たない者は、当該科目の単位を修得することができない。

(試 験)

第 30 条 単位修得の認定は、試験による。試験は、筆記試験、口答試験、論文その他によるものとする。

(学年及び学期)

第 31 条 学年は、4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終る。学年の学期は、次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から 9 月下旬まで

後期 9 月下旬から 3 月 31 日まで

2 前期終了日及び後期開始日は学年毎に定める。

(休業日)

第 32 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本法人創立記念日（5 月 15 日）
- (4) クリスマス（12 月 25 日）
- (5) 春期休業日
- (6) 夏期休業日
- (7) 冬期休業日
- (8) その他臨時に定める休日

2 春期、夏期、冬期及び臨時の休業日は、学年毎に定める。

3 前項の規定にかかわらず、学長は必要と認めた場合は、休業日を授業を行う日に変更することができる。

4 本学の授業日数は、年間 35 週間以上とする。

第 4 章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 33 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 34 条 本学に入学できる者は、次の資格のいずれかを有する者とし、選考の上入学を許可する。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を終了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者で、その後本学において、大学教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (転入学者)

第35条 他の大学から本学に転入学を希望する者は、欠員のある場合に限り選考の上許可する。
(入学者の選考)

第36条 入学者の選考に関する規則は別に定める。
(出願の手続き)

第37条 入学を希望する者は、入学願書に次の各号に掲げる書類及び費用を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 第34条に該当することを証明する書類
- (2) 所定の写真
- (3) 所定の入学検定料

(入学の手続き)

第38条 入学を許可された者は、次の手続きを定められた期日までに行わなければならない。

- (1) 宣誓書及び保証書の提出
- (2) 住民票記載事項証明書(外国人については、外国人登録済証明書)の提出
- (3) 入学に要する所定の学納金の納入

第39条 前条に関する手続きを所定の期日までに終了しない者は、入学を取消すことがある。

第40条 出願及び入学に際して提出した書類及び費用は、理由を問わず返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める条件により返還することがある。

第41条 学生は自己又は保証人の身分の変動及び住所の変更があったときは直ちに届けなければならない。

(休学)

第42条 疾病又は事故、及びその他の事由のため3ヵ月以上修学することができない見込みの

者は、学期毎の単位で、保証人連署の上休学を願い出ることができる。

ただし、休学の期間は通算して2年を超えることはできない。

(復 学)

第43条 前条の規定により休学した者が、保証人連署の上復学を願い出たときは、学長は許可することができる。

(転 学)

第44条 学生が他の大学に転学しようとする場合は、正当な理由があると認めた場合に限り学長が許可する。

(退 学)

第45条 退学しようとする者は、願い出て許可を得なければならない。

第46条 退学した者が再入学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。

2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(除 籍)

第47条 学生は次の各号の1に該当する場合は除籍される。

- (1) 疾病その他の理由で学業の継続が不可能と認められたとき
- (2) 学納金の納入を怠ったとき
- (3) 在学期間（休学及び停学期間を含まない）が4年を超えるとき

第5章 学納金及びその他の費用

(学納金及びその他の費用)

第48条 学納金及びその他の費用と納入期日は「学納金等納入規程」のとおりとする。

2 正当な事情があつて所定の学納金を納入期間内に納入できない者については、分納又は延納を認めることがある。

第49条 休学を許可された者は、休学期間中の授業料等の学生納付金を免除する。ただし、在籍料として休学期間半年の場合は、50,000円、1年の場合は100,000円を納めなければならない。

2 本法人が設置する学校を卒業した者の入学者には、入学金を免除する。

3 卒業生・在学生家族推薦入学選考によって入学した者には、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより入学金の一部を減額する。

4 特待生制度によって入学した者には、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより1年次の学納金の一部を減免する。

5 「大学等における修学の支援に関する法律」により日本学生支援機構から授業料及び入学金の減免対象者として認定された予約採用者から「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」が本学に提出され、日本学生支援機構に「進学届」の手続きがされた入学者は、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより授業料及び入学金の一部を減免する。

6 授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、「継続願」を提出して、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより授業料の一部を減免する。

- 7 専攻科ヒューマンケア専攻に入学した者には、入学金等優遇措置取扱規程の定めるところにより入学金の全額を減免または一部を減額する。

第50条 一度納入した学納金は一切返還しない。

第6章 科目等履修生、委託生及び留学生

(科目等履修生)

第51条 本学の授業科目の1科目又は数科目あるいは授業科目の群の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第23条、第24条及び第30条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第52条 官公庁等からの委託に基づき、本学において学習を希望する者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可する。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(留学生)

第53条 外国人で短期大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、留学生として入学を許可する。

2 留学生に関して必要な事項は別に定める。

第7章 専攻科

(専攻科)

第54条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

ヒューマンケア専攻

(専攻科の目的)

第55条 専攻科は、学科教育を基礎として、さらに必要とされる専門の教育を行うことを目的とする。

2 ヒューマンケア専攻においては、保育士として学んだ理論及び実践をベースに、さらに高齢社会の介護ニーズに応えるため、介護の専門的知識、技術、倫理等の理解と実践力を身につけた、介護福祉士を養成する。

(定員)

第56条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。

ヒューマンケア専攻 入学定員 20人、 収容定員 20人

(修業年限及び在学期間)

第57条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学期間は、2年を超えることができない。

(授業科目及び単位数)

第 58 条 ヒューマンケア専攻において開設する授業科目及びその単位数は、別表 2 に定めるところによる。

(取得資格)

第 59 条 ヒューマンケア専攻において取得できる資格は、次のとおりとする。

介護福祉士受験資格

(単位の授与)

第 60 条 ヒューマンケア専攻の授業科目を履修した者に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、その必要な科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 試験の成績は、90 点以上を S A、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C、59 点以下を D とし、D は不合格とする。

3 講義・演習科目については、学則に定める授業時間数の 3 分の 2 以上、実習科目については 5 分の 4 以上の出席時間数が満たない者には、当該科目の履修の認定は認められない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 61 条 学生が入学する前に短期大学又は大学等において履修した授業科目については認定は認められない。

(修了の認定及び修了証書)

第 62 条 ヒューマンケア専攻に 1 年以上在学し、次の単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

・人間と社会の領域科目	3 単位以上
・介護領域科目	39 単位以上
・こころとからだのしくみ領域科目	12 単位以上
・医療的ケア	5 単位以上
合計	59 単位以上

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(入学資格)

第 63 条 ヒューマンケア専攻に入学する資格のある者は、厚生労働大臣の指定した保育士養成施設を卒業し保育士となる資格を有する者で、保育士登録した者とする。

(転学・転科及び編入学)

第 64 条 ヒューマンケア専攻においては、転学・転科及び編入学は認めない。

(学納金)

第 65 条 ヒューマンケア専攻の学納金及び学納金納入期日は「学納金納入規程」のとおりとする。

(準用規定)

第 66 条 本章の規定のほか、専攻科生に関する事項は、学科学生に関する規程を準用する。この場合において、第 42 条の「2 年」とあるのは「1 年」と読み替えるものとする。

第8章 奨学金

(奨学金)

第67条 本学に奨学金制度を設ける。

2 奨学金に関して必要な事項は別に定める。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第68条 他の学生の模範となる者については、教授会の議を経て、学長が表彰する。

2 前項の表彰は、授業料の一部免除その他の方法によることができる。

(懲 戒)

第69条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者に対して行う。

4 懲戒に関して必要な事項は別に定める。

第10章 附属図書館

(附属図書館)

第70条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関して必要な事項は別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第71条 本学において、必要があると認められるときは、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の開講科目、受講料等については、その都度定める。

第12章 雑 則

(本学則の改正)

第72条 本学則の改正は、教授会の審議に基づき、本法人理事会の議決を経て行う。

附 則

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和41年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和48年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和50年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 52 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 53 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は平成元年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1991 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1992 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1993 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1994 年 1 月 27 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1995 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1996 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1997 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1998 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 1999 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2000 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2001 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2002 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2003 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2004 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2005 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2006 年 1 月 27 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2006 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2007 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2008 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2009 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2010 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2011 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2012 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2013 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2014 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2015 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2016 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2017 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2019 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2020 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2021 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2022 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2024 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2025 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は 2026 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表1

授業科目一覧

№	教科目名	講義 単位数	演習 単位数	実習・実 験・実 験 単位数	開講期	卒業	保育士資格	幼稚園教諭二種免許	社会福祉士主任任用
1	教職教育科目	2			1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
2	教職教育科目	2			2年次	卒業必修	—	—	—
3	教職教育科目	2			1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
4	教職教育科目	2			2年次	選択	選択	必修	—
5	教職教育科目	2			2年次	選択	選択	—	—
6	教職教育科目	2			1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
7	教職教育科目	2			2年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	—
8	教職教育科目		1		2年次	選択	選択	必修	—
9	教職教育科目		1		2年次	選択	選択	必修	—
10	教職教育科目	1			2年次	選択	選択	必修	—
11	教職教育科目			1	2年次	選択	必修	必修	—
12	専門教育科目	2			1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	4科目から5科目以上必修
13	専門教育科目	2			2年次	選択	必修	必修	4科目から5科目以上必修
14	専門教育科目	2			1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	4科目から5科目以上必修
15	専門教育科目	2			1年次	卒業必修	卒業必修	卒業必修	4科目から5科目以上必修
16	専門教育科目	2			2年次	選択	必修	必修	—
17	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	必修	—
18	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	—	—
19	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	—	—
20	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	—	—
21	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	—	—
22	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	—	—
23	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	必修	—
24	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	必修	—
25	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	必修	—
26	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
27	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
28	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
29	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
30	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
31	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
32	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
33	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	必修	—
34	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	必修	—
35	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
36	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
37	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
38	専門教育科目	2			2年次	選択	必修	—	—
39	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	必修	—
40	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	—	—
41	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	—	—
42	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	必修	—
43	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	—	—
44	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	—	—
45	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	—	—
46	専門教育科目	2			2年次	選択	必修	必修	—
47	専門教育科目	2			2年次	選択	必修	—	4科目から5科目以上必修
48	専門教育科目	2			2年次	選択	選択	—	4科目から5科目以上必修
49	専門教育科目		1		2年次	選択	選択	—	—
50	専門教育科目		1		1年次	選択	選択	—	—
51	専門教育科目		2		1年次	選択	選択	—	—
52	専門教育科目	2			2年次	選択	選択	必修	—
53	専門教育科目	2			2年次	選択	選択	必修	—
54	専門教育科目		1		1年次	選択	必修	—	—
55	専門教育科目		1		1年次	選択	選択	—	—
56	専門教育科目		1		2年次	選択	選択	—	—
57	専門教育科目		1		2年次	選択	選択	—	—
58	専門教育科目		1		2年次	選択	選択	—	—
59	専門教育科目		1		1年次	選択	選択	—	—
60	専門教育科目		1		1年次	選択	選択	—	—
61	専門教育科目		1		2年次	選択	選択	—	—
62	専門教育科目		1		2年次	選択	選択	—	—
63	専門教育科目		2		2年次	選択	必修	必修	—
64	専門教育科目	2			1年次	選択	必修	—	—
65	専門教育科目			2	1年次	選択	必修	—	—
66	専門教育科目			2	1年次	選択	必修	—	—
67	専門教育科目		1		2年次	選択	必修	—	—
68	専門教育科目			2	2年次	選択	2科目から3科目以上必修	—	—
69	専門教育科目			2	2年次	選択	2科目から3科目以上必修	—	—
70	専門教育科目		1		1～2年次	選択	—	必修	—
71	専門教育科目			4	2年次	選択	—	必修	—
72	専門教育科目	1			1年次	選択	—	—	—
73	専門教育科目		1		1・2年次	選択	—	—	—
74	専門教育科目		1		1年次	選択	—	—	—

別表2 授業科目及び単位数(専攻科)

	分野	教科目名	修了 必修	講義 単位 数	演習 単位 数	実習 単位 数
ヒューマンケア専攻科目	人間と社会	社会の理解	キリスト教社会倫理	○	1	
			ソーシャルワーク制度	○	1	
			ヒューマンソーシャルワーク	○	1	
	介護	介護の基本	支援者の役割	○	4	
			介護サービスの理解	○	4	
			介護実践の基本	○	4	
		コミュニケーション技術	コミュニケーション技術の基本	○		1
			ヒューマンコミュニケーション	○		1
		生活支援技術	生活支援の基本	○	2	
			自立に向けた居住環境の整備	○		1
			自立に向けた移動支援	○		1
			自立に向けた食事支援	○		1
			自立に向けた清潔保持の支援	○		1
			自立に向けた排泄支援	○		1
			自立に向けた家事支援	○		1
			ライフケアの基本	○		1
			障がい者の生活支援	○		1
			身体構造と介護予防	○		1
		介護過程	介護過程の基本	○		2
			介護過程の演習A	○		1
			障がい者の介護過程	○		1
			介護過程の実践	○		1
		介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	○		1
			介護総合演習Ⅱ	○		1
		介護実習	介護総合実習Ⅰ	○		2
			介護総合実習Ⅱ	○		5
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	人間の発達と疾患	○	2	
		認知症の理解	認知症の支援	○	2	
			認知症の介護	○	2	
		障がいの理解	障がいの基本的理解	○	2	
医 療 的 ケ ア	医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	○	4	
			医療的ケアⅡ	○		1